

## 社会契約論と我が国の公衆衛生政策

花田 信 弘

### The Social Contract and Japan's Health Policy

Nobuhiro Hanada

#### 研究目的

公衆衛生学的にみると集団的な汚染予防を目的とするフッ化物の最も効果的な利用法は上水道フッ化物添加であると考えられている。上水道フッ化物添加は1945年にアメリカ合衆国で開始されてから既に半世紀を越える実績を持ち、有効性、安全性が学問的に明らかにされている。しかし世界の国々を見るとこの方法が実施されている国とまったく実施されていない国に別れ、我が国は実施されていない国の一つに分類されている。このような公衆衛生施策の選択の違いが過渡的で偶発的なものなのか、あるいは何かの社会文化的理由に基づく必然性のある違いなのかは十分な検討がなされていない。上水道フッ化物添加は、感染症予防対策で用いられる多くのワクチン接種と同様に住民にその選択権を与えない強力な公衆衛生施策である。

近代における個人は地域社会ならびに国家と社会契約 (the contract of society) の関係を結んでいるので公衆衛生学の役割は、医学的な調査や新し

い医学知識をもとに人々の健康に関する社会契約の内容や法律の変更を提言することである。社会契約という考え方は16世紀から18世紀のヨーロッパにおいて成立し、アメリカの独立運動にも強い影響を与えた。明治初期には、ルソーの社会契約論が中江兆民によって翻訳され「民約論」として紹介された。第二次世界大戦後の日本では、アメリカにおける社会契約の考え方が戦後民主主義の基本原則として取り入れられ、現在でも日本国憲法をはじめ広範囲な分野で影響を与え続けている。ここでは社会契約論と我が国の公衆衛生政策の関係について分析を試みる。

#### 研究方法

16世紀から18世紀のヨーロッパにおいて成立した社会契約論は、トマス・ホブス (1588 - 1679)、ジョン・ロック (1632 - 1704)、ジャン・ジャック・ルソー (1712 - 1778) の3人の著作に代表される政治理論である。それぞれの代表著作トマス・ホブスのリバイアサン<sup>1)</sup>、ジョン・ロックの市民政府論<sup>2)</sup>、ジャン・ジャック・ルソーの社会契約論<sup>3)</sup>を概観し、日本の公衆衛生施策に与えている社会契約論の影響を検討する。

市民政府論、社会契約論はそれぞれ岩波新書 (岩波書店、東京) の訳本によったが、トマス・ホブスのリバイアサンの日本語訳本は絶版となり、現在ではどの書店からも入手できないため、英語版 Leviathan (Penguin Books, London, UK) を

#### 【著者連絡先】

〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1  
国立保健医療科学院口腔保健部 部長 花田信弘  
Dept. of Oral Health, National Institute of Public Health  
代表電話：03-5285-1111 内線2200  
直通電話：03-5285-1273 FAX：03-5285-1172  
Email：nhanada@nih.go.jp

用いた。

### 研究結果

#### 1) 自然状態について：

ルソーはその著作「社会契約論」第八章「社会状態について」の中で、「社会契約によって人間が失うもの、それは彼の自然的自由と、彼の気をひき、しかも彼が手にいれることのできる一切についての無制限の権利であり、人間が獲得するもの、それは市民的自由と、彼の持っているもの一切についての所有権である」と述べている。ルソーはここで「(自然状態から社会状態への推移によって) 彼は自然から受けていた多くのものを失うけれど、その代わりにきわめて多くの利益をうけとる」と述べ、自然状態から社会状態への推移によって人々が失うものと得るもの両方があることを指摘している。

ロックはその著作の中で、自然状態と戦争状態を表裏一体の関係として表現している。「人々が人間相互の間を裁判する権原をもった共通の上級者を全く地上にもたず、ただ理性に従って共同に生活しているのが、まさに自然状態である。しかし、他人の一身に対する暴力、あるいは暴力を用いようという明白な意図は、その救済のために訴えるべき地上の共通な上級者がいないところでは、戦争状態である」(市民政府論 第三章「戦争状態について」)。ロックも社会契約をしない自然状態とは、戦争状態を覚悟して生活するきわめて危険な状態であると述べる。

ホッブスも同様に自然状態とは戦争状態であると述べている (Out of Civil States, there is always Warre of every one against every one)。Warreは現在のWarであろう。自然状態とは人間にとって不幸な状態であり「各人の各人に対する戦争の状態」がホッブスの想定する悲惨な自然状態である。

このようにロックとホッブスは自然状態を悲惨な戦争状態と捉えているのに対して、ルソーはこれを否定し、自然状態を理想的な状態と見なしている。社会契約論第四章「ドレイ状態について」の中でルソーは次のように述べている。「戦争が

起こるのは物と物との関係からであって、人と人の関係からではない。戦争状態は、単純な個人と個人の間からは起こりえず、物と物との関係からのみ起こりうるのだから、個人的戦争、すなわち人対人の戦争というものは、固定した所有権のない自然状態においてもありえない」。このようにルソーはホッブス、ロックとは違い、悲惨な自然状態を想定せず、自然は人間が回帰すべき理想的な状態だとみなしている。

#### 2) 自然権について

ホッブスはリバイアサン第十三章「人間の自然状態」の中で、自然状態が人間にとって決して理想郷ではないことを次のような表現で説く。「弱者でも陰謀や他と共謀をすることによって最も強い者を殺すだけの強さを有する。For as to the strength of body, the weakest has strength enough to kill the strongest, either by secret machination, or by confederacy with others, that are in the same danger himself.」。すなわち自然権とは弱者と強者の双方にとって自由に互いを殺せる権利であり、所有権すら奪われて存在しない無法地帯の権利を意味する。それを避けるために理性が考案したのが自然法だというのである。ロックはホッブスと同じ事を市民政府論第二章で「もしも自然状態において、ある者が他の者をそのなした悪の故に罰してもよいとすれば、結局すべての者がそうしてもよいということになる」として、社会状態を形成する前の自然状態では各人と各人の戦争が拡大するのは必然的であることを述べている。

自然権すなわち人権というのは、極端な表現をすれば相互の殺人の権利であり、相互の財産や自由の強奪の権利である。それを回避するために人間の理性が自然法を発明したと考えたのである。自然法と自然権は、義務(Obligation)と自由(Liberty)の関係のように対立する概念である(Right and Low ; yet they ought to be distinguish)。個々の人々の自然権を共通の上級者に預けるのが自然法だとホッブスは述べる。彼はリバイアサン第十四章「自然法と契約」の中でRight is layd (laid) aside, either by simply Renouncing it ; or by Transferring it to

another. (自然権すなわち人権は放棄するか、他に委譲される)と記述している。

各人が自然権をいったん放棄しなければ、公共の利益は得られないと考えるホブズの社会契約論はルソーにも受け継がれているが、ルソーは自然権の放棄は国家に対する服従契約だとして部分的にしか認めようとしなない。「社会契約によって、各人が譲り渡す能力、財産、自由はすべて、ただ、その使用が共同体にとって不可欠な全体の部分に限られる」(『社会契約論』、第二編第四章)。

### 考 察

#### 1) 自然権と自然法の関係

これまで見てきたように社会契約説において自然権 (the Right of Nature ; jus Naturale) は自然法 (Natural Lawes) と対立する存在である。個人は所有権、生存、自己の欲求、自由といった自然権を平等に持つが、その自然権に基づいて全員が自由に振る舞うならば、結果的には、相互の利害が衝突し、各個人の物的所有権と生存が危うくなる。そこで各人の自然権を平等にいったん放棄して互いの自由な行動の範囲を限定し合うという「自然法」が理性によって生み出される。これが、社会契約の考え方である。

#### 2) ルソーの自然観

ホブズ、ロック、ルソーの3人の著作に代表される社会契約論は、自然権をいったん放棄ないし委譲するという点では共通しているが、自然状態に対する認識がルソーだけは特異である。ルソーは、自然状態を自由で平等な理想的状態と想定したうえで、何らかの理由で「自然的自由」を捨てて、不平等な社会状態である「市民的自由」を人間が選択したと考えた。有名な「自然へ帰れ」という発想は、ルソーが自然状態を理想と仮定しなければ成立しない。

ルソーの誤りは、なぜ人間は「自然的自由」を捨てて、「市民的自由」を選択するのかという説明ができていない点である。自然へ帰れというルソーのことばに反して、人々は農村から都市へ移住しているのはなぜだろうか。不自然な都市の自

由が人間にとっては自然に近い農村より快適だからである。ルソーの言葉を借りると「自然的自由」を捨てて得る「市民的自由」は余りある豊かさを人間に与えるのである。ルソーとそれを支持する人々の自然観はあくまで仮想的なものであり、現実には存在し得ない。自然状態を自由で平等な理想的状態と想定した政治的試みは、かつてのポルポト政権下のカンボジアを見るまでもなく悲惨な結末を迎えている。

#### 3) 都市と農村

「市民的自由」とは言い換えると都市生活者の自由であり、「自然的自由」は農村における自由である。ルソーが想定する自然状態の理想社会は、理論的にも誤りであり存在し得ないが、例え存在するとしてもそれは農村であって都市ではない。自然を崇拝し自然に帰れと主張するルソーは、都市生活を人間の理想社会とは想定していないから自然権の放棄や委譲をためらうのである。「各人が譲り渡す能力、財産、自由は (中略) 共同体にとって不可欠な全体の部分に限られる、ということは認められている。けれども、どれだけか不可欠かを決定するのは主権者のみである、ということもまた認めねばならぬ」(社会契約論 第二編第四章)。

ルソーとは逆にロックが想定しているのは都市に居住する市民である。「人々は、彼らが社会を取り結ぶや、自然状態において彼らがもっていた平等自由および執行権を社会の手に委ねる」(市民政府論 第九章)。ロックはこのように最も大切な自然権を条件なしに全権委譲するのである。ルソーの部分的な自然権の委譲との違いは、そのままロックが思想的基盤を置く都市の論理とルソーが立脚する農村の論理の違いであろう。

#### 4) 医学の論理

政治学者は当然のことであるが、人と人との争いだけを想定して、さまざまな仕組みを考えている。しかし、本当に恐るべき敵は、人間ではなく病原微生物の感染である。都市生活者にとって伝染病は常に大きな脅威であった。人口が分散する農村よりも密集する都市における感染症の危険度

は極めて高い。現在では大量の旅行者が大都市と大都市を移動するので、感染症の危機は昔とは比較できないくらい高くなっている。エイズ、結核などの慢性疾患は依然蔓延しており終息の気配がみえない。インフルエンザなどの急性疾患は都市を脅かしている。ところが政治学者の論理には公衆衛生施策を伴う健康危機の視点が、急性疾患、慢性疾患を問わず全く欠けているように思われる。公衆衛生の立場から批判的に見ると政治学者は「王権」や「独裁者」の登場を恐れるあまり病原微生物の侵襲の危機に対する本格的戦いを放棄しているようにみえる。

ルソーを評価する人たちは、ホッブスやロックの自然権の委譲を「服従契約」と揶揄する。ルソーは「ホッブスの主権論をくつがえして人民主権論に転化させたのである。ホッブスの理論はルソーに受けつがれることにより、革命的な民主主義の理論として再生した」（社会契約論 岩波新書解説；京都大学人文科学研究所 河野健二）。ルソーは民主主義者にこのように高く評価されている。ルソーに倣って自然状態を人間の理想とみなすことは、東洋の老荘思想とも結合して、我が国で一般に見られる認識であるが、都市では強力な公衆衛生施策の実施を妨げる危険を伴う。

う蝕の病原細菌は相変わらず母から子へと伝播している。う蝕罹患者はライフステージ全体に拡がり、増大する医療費に苦しんでいるにもかかわらず、その予防には個人任せである。う蝕対策として公衆衛生の手法に基づくフッ化物利用が必要であることが専門家から繰り返し提言されているにもかかわらず我が国において遅々として対策が

すすまなかったのはなぜだろうか。自然状態を人間にとって理想的な状態だとみなしてきたルソーの社会契約論が我が国において明治からもてはやされ、民主主義の基本思想のような感覚で拡がりをもったことも原因の一つだろう。

実際に上水道フッ化物添加の是非は、自然（ナチュラル）かどうかで論争が繰り返されている。これは、人間にとって（なにもしない、なにも加えない）自然状態が最良の状態であるという仮説が多く日本人の中に共通に存在することと無関係ではないだろう。人口の大部分が集中する大都市には常に感染爆発の危険があるため医学の論理を中心に据えた強力な公衆衛生施策が必要であり、そのためには、農村の論理であるルソーの「社会契約論」を批判的に見直すことから始めなければならないと思われる。

#### まとめ

民主主義の基本的な考え方として導入された社会契約論が感染症対策や上水道フッ化物添加など日本の公衆衛生施策に与えている影響について解析を試みた。その結果、ルソーの社会契約論を現代の都市化と医学の論理を加えて再考する必要があると考えられた。

#### 文献

- 1) Thomas Hobbes, *Leviathan*, Penguin Books, London, UK
- 2) ロック, 市民政府論, 鶴飼信成訳, 岩波書店, 東京
- 3) ルソー, 社会契約論, 桑原武夫, 前川貞治郎訳, 岩波書店, 東京